

議案第 10 号

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることから、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市個人情報保護条例 (平成12年野田市条例第25号)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者(法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び土地開発公社を除く。)及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者(法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び土地開発公社を除く。)及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p>